

事業者向け廃棄物処理の手引き策定にあたり

ごみ処理基本計画の基本目標

本市では、循環型社会を進展するために、市民一人ひとりの意識づくりや、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を推進します。事業者は、事業者同士の連携を図り、環境を踏まえた自己処理に努め、市は、市民・事業者の取り組みを支援することや、市民・事業者が協働して行える仕組みづくりや、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

目標とするまちづくり

- ※ 天然資源の消費を減らし、環境負荷が少なく、資源が循環して活用されるまち
- ※ ごみの排出者責任、自己管理責任が市民、事業者に根付いているまち
- ※ 消費者・事業者がお互いに環境に配慮しているまち
- ※ ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政が協働するまち
- ※ 地域の民間事業者が有するリサイクル技術・処理技術が活かせるまち
- ※ 多様な循環型社会基盤が整備され、市民がリサイクルに取り組みやすいまち
- ※ 処理・処分体制が充実し、快適な生活環境が保全されるまち

目標達成のための役割

市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという認識と責任を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを意識し、地域におけるごみの減量、リサイクル活動に積極的に参加するとともに、耐久性のある製品や再生利用しやすい製品を購入するなど、自ら実践していくことが大切です。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを認識し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する必要があります。

また、製品の製造・流通に関わる者として、長持ちする製品の開発や容器包装の簡素化、修理体制の整備など、ごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組む必要があります。

事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められています。

行政の役割

市は、自ら率先してごみの発生抑制や資源化を維持するとともに、市民や事業者に対して、環境に関する情報や学習機会の提供に努めます。

市民・事業者の自主的な活動を支えるとともに、地域・市民団体・事業者がごみの発生抑制や資源化に向けた最適な手法を共有するための土台作りを進めます。

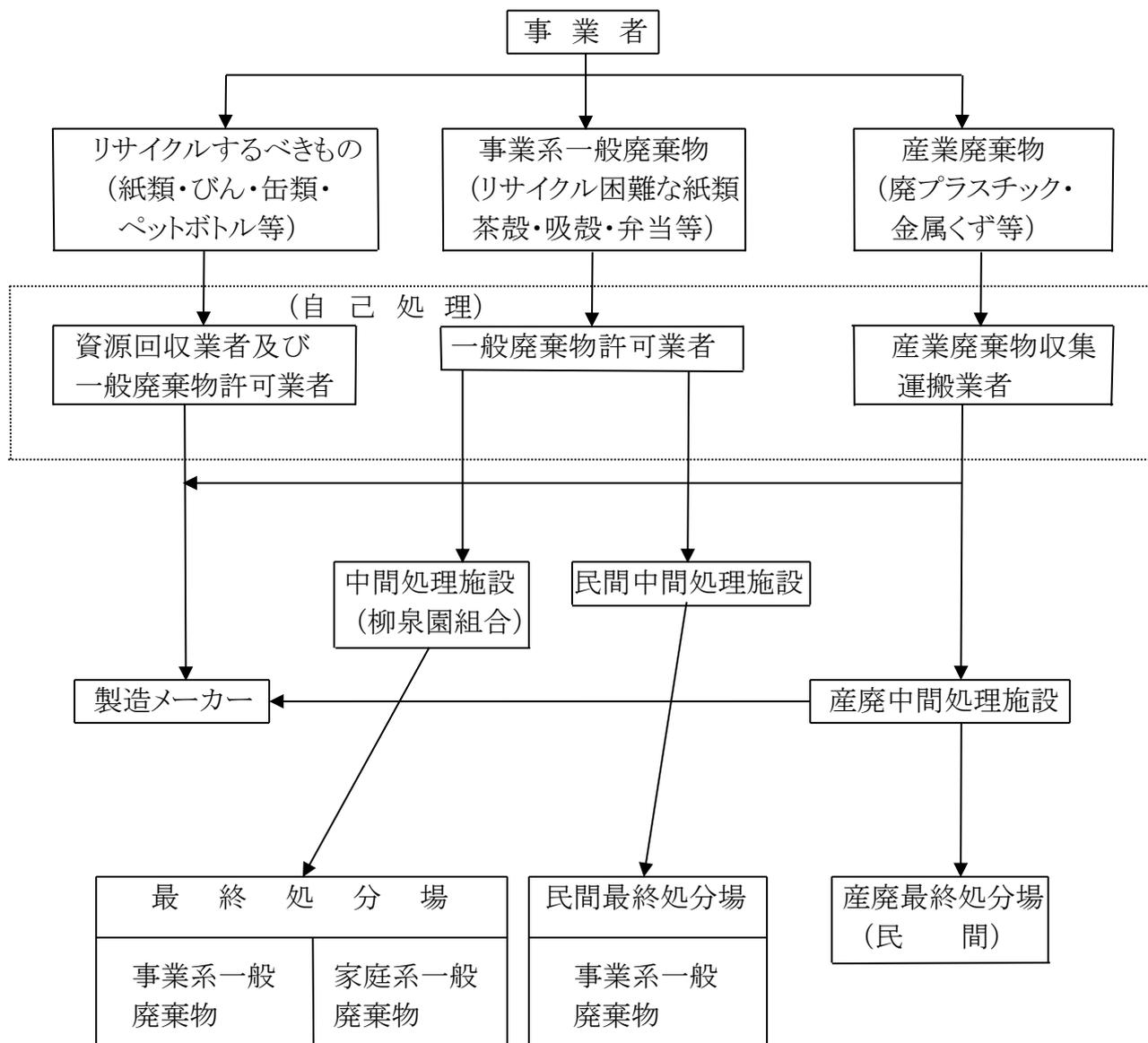
ごみの発生抑制・資源化を推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実に努めるとともに、ごみの分別区分や収集体制を見直すなど、新たな施策を立案・実施します。

また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、近隣市との広域的な協力体制を強化するとともに、新たに災害対策についての検討を進めます。

事業系ごみの減量と資源化を推進するために

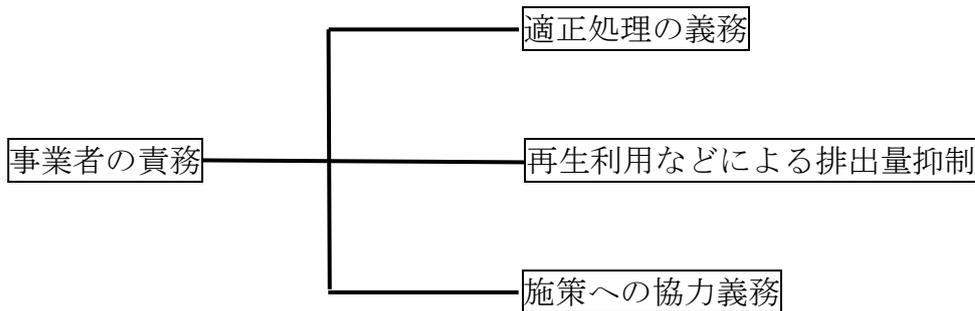
市民・事業者・行政の協働のもと、事業者の皆様が自ら積極的に行動できる環境を整えるために、事業系ごみの減量、資源化に向けて適正な分別と処分に関わる取り組みをサポートしていきたいと考え、このたび、事業系一般廃棄物処理事業者向け手引きを作成しました。ぜひ活用いただき、環境負荷の少ない循環型社会の実現にご協力をお願いします。

事業者の責任（自己処理の義務）



事業者の責務（廃棄物処理法第3条）

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行い、適正な処理方法について情報を提供する等行わなければならない。
- 事業者は、廃棄物の適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



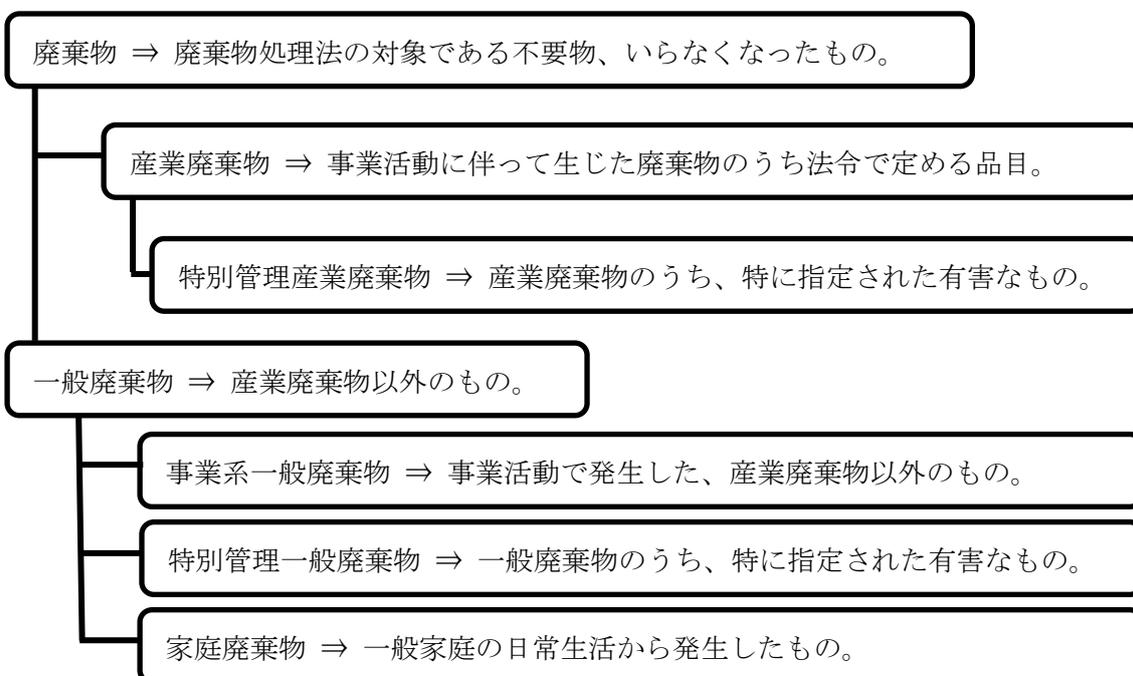
事業者の処理（廃棄物処理法第12条第1項、同第3項）

- 事業者は、自らのその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。
- 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令に定める基準に従い、その運搬については産業廃棄物収集運搬業者その他政令に定める者に、その処分については産業廃棄物処分業者その他政令に定める者にそれぞれ委託しなければならない。

第1章 事業系ごみとは

(1) 事業系ごみとは事業者が事業を行う上で排出されるごみ
(例) 野菜くず・木くず・社員の弁当がら 等

(2) 廃棄物処理法により、廃棄物は以下のように分類します。



※ 西東京市では一般廃棄物の中の家庭廃棄物のみの収集になります。

(3) 産業廃棄物とは (資料 1)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定める 20 種類が対象となります。

産業廃棄物以外は事業系一般廃棄物にあたります。

(4) 事業者の責務

廃棄物処理法及び西東京市西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
第14条で事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物については自らの責任において処理しなければならないとあります。

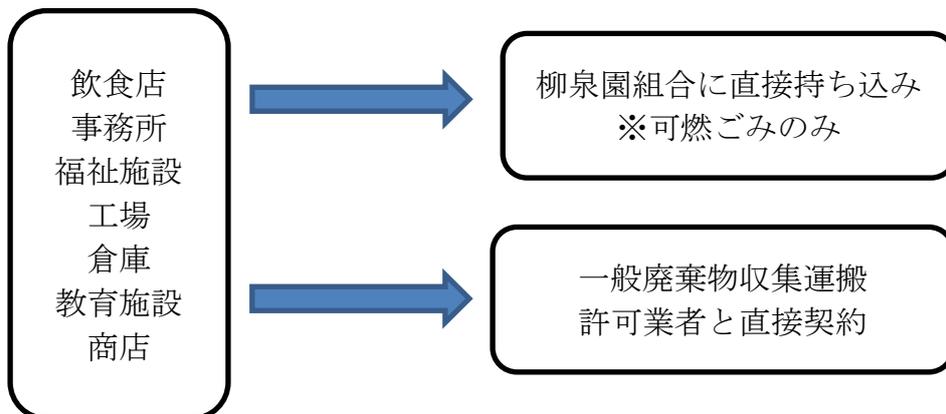
(5) 事業系ごみの自己処理が原則

事務所、店舗など事業者から出たごみは「事業系ごみ」として処理しなければなりません。事業活動に伴って出るごみについては量や質に関わらず事業系ごみとなります。西東京市一般廃棄物指定収集袋で排出することはできません。また出されても連絡シールを添付して収集しない場合もございます。必ず一般廃棄物の許可を受けている業者と契約するか東久留米市の

柳泉園組合（注1）に持ち込んでいただきますようお願いいたします。

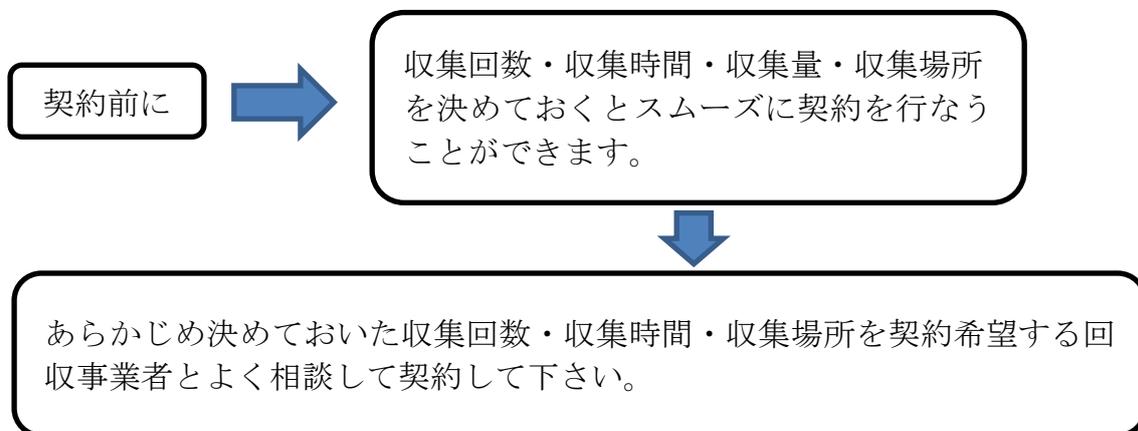
注1 柳泉園組合に持ち込める事業系ごみは可燃ごみのみです。

（6）実際の処理方法



① 柳泉園組合に直接持ち込む場合 ※事業系一般廃棄物可燃ごみのみ
東久留米市の柳泉園組合に直接持ち込む場合は柳泉園組合のはかりで検量をし、柳泉園に直接処理料金を支払します。

② 一般廃棄物収集運搬許可を所持している業者との契約
柳泉園に持ち込めない、自己処理できない場合については許可業者と直接契約していただくことになります。あらかじめ契約前に収集頻度、収集物等を決めておき、契約する必要があります。
※許可業者一覧（資料 2）



(7) 大規模事業者は再利用計画の提出が必要

建築物の延べ床面積が 3,000 m²以上の事業者は毎年度廃棄物の減量及び利用に関する計画書を提出しなければなりません。(様式第 2 号)

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則

第7条 [条例第 15 条第2項](#)の規定による事業者が自ら事業系一般廃棄物の処理を行う基準は、[廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令\(昭和 46 年政令第 300 号\)第3条](#)各号及び第4条の2各号の規定並びに[条例第 18 条第2項](#)に規定する一般廃棄物の処理及び再利用計画によるものとする。

(減量及び再利用に関する計画書)

第8条 [条例第 17 条第1項](#)の規定により廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出義務を負う事業者は、建築物の延床面積 3,000 平方メートル以上を事業用途に供しているものとし、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書([様式第2号](#))を毎年度市長に提出しなければならない。

第2章 事業系ごみの減量

(1) 西東京市の事業系ごみの状況

平成23年度から持ち込みごみ量は増加傾向でしたが、平成27年度については事業者の努力により減少しました。

〈出典 多摩地域ごみ実態調査より〉

| 年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 持ち込み量 | 7,202t | 7,361 t | 6,895 t | 6,725 t | 6,995 t | 7,318 t |

※持ち込み量については市民の持ち込み量も含む。

(2) ごみの分別

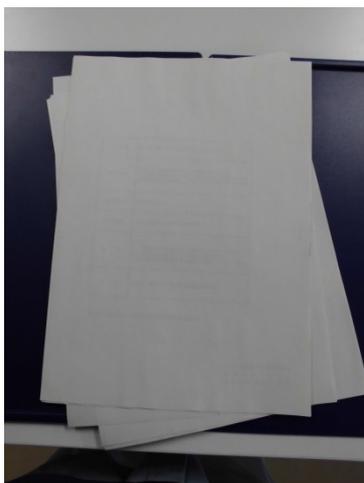
直接委託契約を締結している事業所に確認して下さい。ごみを出来るだけ資源化することにより経費の節約やごみの減量を図ることができます。

(3) 資源物の資源化

資源化できるものについてはその種類や質、量により資源物収集業者が安価で引き取りをする業者もあります。資源化の方法については収集業者や資源回収業者にお問い合わせください。

① 実際の雑紙類の分別

コピー用紙



雑紙



ダンボール



② 紙類にはなりません。

カーボン紙



- ・感熱紙
- ・ビニールコーティング用紙
- ・捺染紙
- ・感熱発泡紙
- ・臭いの強い紙

等

③ 古紙類は分別箱を用意してリサイクル



古紙は種別に分別できる箱等を用意し、分別すると分別意識が高まります。

④ 生ごみの資源化

事業用の生ごみ処理機の使用や、しっかり水切りをすることにより可燃ごみの減量効果が期待できます。

⑤ 食品ロス（賞味期限切れの食品や食べ残しなど）

食品をあつかう事業者は出来るだけ賞味期限切れの食品や食べ残しをなくすことでごみの減量が図れます。食べきりサイズのメニュー等、食品ロスを減らす取り組みをしましょう。

☞ 事業系の食品ロス

日本国内では食品ロスが年間約 646 万トン発生しています。その内約 357 万トンが流通段階で賞味期限前に廃棄される食品や、飲食店における食べ残しなどです。

☞ 3010運動とは

宴会の始まり 30 分と宴会の終わり 10 分は席に座って食事を楽しみ、食べ残しをせずに食品ロスをなくす運動です。詳細については環境省のホームページをご覧ください。

☞ フードバンクとは

企業や個人から寄贈された食品を、支援を必要とする人や福祉施設などに無償で提供する。包装の破損した加工食品など、問題がないのに廃棄される食べ物の有効活用策でもある。2002 年にセカンドハーベスト・ジャパン（東京都）が始めた。農林水産省の 2016 年の調査では全国で 77 団体が活動している。

☞ フードドライブとは

家庭で余っている食品の寄付を募り、フードバンクなどを通して地域の福祉団体や施設、生活困窮者などに提供する活動。日本でも近年はスーパーマーケットやフィットネスクラブといった民間企業や自治体などが主催するフードドライブが増えており、認知が広がりつつある。

⑥ 機密文書のリサイクル

個人情報や機密が多く含まれる文書については燃えるごみで処理されている場合が多いです。機密文書のリサイクルを扱う古紙回収業者であれば安全にリサイクルができ、ごみの減量につながります。

(例) 古紙類収集業者 A 商会の場合

機密文書を回収 ⇒ ダンボール箱に入ったまま製紙メーカーに搬入
心配な場合は車に同乗して製紙会社に搬入するまで見学ができる。

機密文書のリサイクルについては以下の業者にご相談ください。

(お問い合わせ)

東多摩再資源化事業協同組合 (電話) 042-395-9788

⑦ 廃プラスチックの処理

日本では海外に約 150 万トンの廃プラスチックを海外で処理をしています。しかし、海外に輸出ができなくなっているため、日本の廃プラスチックの行き場がなくなりつつあります。悪質な処理業者は不法投棄をしたり、有害物質を焼却したり、海に流失させており、深刻な環境問題が起きています。プラスチック製品を処分する際は適正な処理業者に処分をお願いするとともに事業所内でも廃プラスチックの削減をお願いします。

☞ マイクロプラスチック問題

5 ミリ以下のとても小さなプラスチックのことをマイクロプラスチックといいます。プラスチックはペットボトルやレジ袋などが海などをたどると、波や砂にもまれたり、紫外線を浴びて、粉々になっていきます。また、小さくなくてもなくなり、有害物質を吸着する特徴があります。そのため、魚などが食べてしまい、最終的に食物として私たちの口に入ることが問題になっています。このことから、各国でストローなどのプラスチックを使わない動きが進んでいるほか、レジ袋の削減についても取り組む必要があります。

※レジ袋は国民 1 人当たり年間約 300 枚を使用しています。(経済産業省発行「なっとく・知っとく 3R」より)

第3章 ごみの減量効果

(1) ごみを減量することにより以下の効果が期待できます。

- ① ごみを減量することにより企業イメージの向上につながります。
- ② 地球環境の保全に寄与できます。
- ③ ごみを減量することによりコストの削減が期待できます。
- ④ 社員の皆さんのごみ減量意識啓発につながります。

関 係 法 令 一 覧

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例より
(基本的責務)

第14条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理及び減量に関し、市長が行う施策に協力しなければならない。

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例より
(事業系一般廃棄物の処理)

第15条 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例より
(廃棄物の減量等)

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずること等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の再利用の推進を図らなければならない。